第八条の二十三の見出しを「（法第五十三条第二十六項の政令で定める額）」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第十五項」を「法第五十三条第二十六項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る。

第八条の二十三の次に次の一条を加える。

（法人の道府県民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例）

第八条の二十三の二　法第五十三条第二十六項に規定する還付対象欠損金額（次項及び次条において「還付対象欠損金額」という。）の生じた事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）後最初に開始する事業年度について法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第五十三条第二十六項の規定を適用する場合における同条第二十七項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日」とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。

2　法第五十三条第二十八項に規定する被合併法人等（次条及び次条において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該還付対象欠損金額に係る法第五十三条第二十七項の規定の適用については、同項中「後最初に開始する事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

第八条の二十四を次のように改める。

（法第五十三条第二十八項の政令で定める要件）

第八条の二十四　法第五十三条第二十八項に規定する政令で定める要件は、被合併法人等が同項に規定する前十年内事業年度（以下この条及び次条において「前十年内事業年度」という。）のうち法第五十三条第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この条において「控除対象還付対象欠損金額」という。）に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。ただし、法第五十三条第二十八項の適格合併又は残余財産の確定の前に被合併法人等となる同条第二十六項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は被合併法人等となる同項の法人との間に法第五十三条第二十八項に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、当該被合併法人等が前十年内事業年度のうち当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

第九条の見出し中「控除対象個別帰属還付税額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同条中「適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等開始の日」を「法第五十三条第二十八項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」に改め、「連結事業年度又は」を削り、「当該合併等事業年度等」を「当該合併等事業年度」に、「合併法人等十年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該適格合併等に係る」を削り、「同項に規定する前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に、「連結事業年度の」を「事業年度の」に、「連結事業年度開始の日」を「事業年度開始の日」に、「当該適格合併等が」を「同項の適格合併が」に、「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、「当該適格合併等の日前十年以内に開始した」を削り、「事業年度ごと」を「前十年内事業年度ごと」に、「、適格合併等に係る法第五十三条第十五項」を「、同項」に、「同条第十六項に規定する合併等事業年度等が」を「合併等事業年度が」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「連結事業年度と」を「事業年度と」に改める。

第九条の二第一項中「第五十三条第二十項の規定によつて」を「第五十三条第三十二項の規定により」に改め、「以下」の下に「この節において」を加え、同項ただし書中「場合においては」を「場合には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「同条第二十項」を「同条第三十二項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二十項」を「第五十三条第三十二項」に改める。

第九条の三中「によつて」を「により」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度」及び「若しくは法第五十三条第四項の申告書」を削る。

第九条の四第一項第一号中「又は連結事業年度分」を削り、「第五十三条第二十二項若しくは第二十三項」を「第五十三条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同項第二号中「又は連結事業年度分」を削る。

第九条の五第一項中「においては」を「には」に、「又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限後」を「の道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限後」に改め、同項第一号及び第二号中「又は連結事業年度分」及び「又は第四項」を削り、同条第二項中「又は連結事業年度分」を削る。

第九条の六中「又は連結事業年度分」を削る。

第九条の六の二の見出しを「（法第五十三条第三十六項の控除対象所得税額等相当額の控除）」に改め、同条第一項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額」及び「（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第三十六項の」を「同条第六項ただし書」に改め、「又は連結事業年度」を「事業年度」に、「同条第七項ただし書」を「同条第六項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同条第二項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第六十六条の七第五項又は第六十八条の九十一第四項」を「第六十六条の七第四項」に改める。

第九条の六の三の見出しを「（法第五十三条第三十七項の控除対象所得税額等相当額の控除）」に改め、同条第一項中「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額」及び「（同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第二十五項の」を「同条第三十七項の」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「同条第七項ただし書」を「同条第六項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同条第二項中「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に、「第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若しくは第三十五項」に、「第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九十三の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に改める。

第九条の七第一項中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、同条第二項中「又は各連結事業年度において」を「において」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第六項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額」を削り、「第七項」を「第六項」に、「又は各連結事業年度（これらの」を「（これらの」に改め、「除くものとし」の下に「、当該法人が同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人（以下この項及び第八項において「通算法人」という。）（通算法人であつた内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）である場合において」を加え、「連結事業年度のうちに当該法人又は」を「事業年度のうちいずれかの事業年度（当該法人に係る通算親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この条において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において」に、「連結完全支配関係」を「同法第二条第十二号の七の二に規定する連結完全支配関係（第八項において「通算完全支配関係」という。）」に、「連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。第九項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその